

【死亡届出後の必要と思われる手続き一覧】

○市役所での手続き ※該当しなければ手続きは不要です。この他に手続きが必要な場合もあります。

手続きの内容	必要なもの	手続き場所
国民健康保険の加入者	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険証(世帯主が亡くなった場合は、世帯全員の保険証) 高齢受給者証等(該当者のみ) 印鑑 葬祭費受給のための通帳 葬祭を行った方が確認できるもの(葬祭の領収証等) 	市民文化部 市民課 国民健康保険グループ (84-5006)
後期高齢者医療保険の加入者	<ul style="list-style-type: none"> 後期高齢者医療被保険者証 印鑑 葬祭費受給のための通帳 葬祭を行った方が確認できるもの(葬祭の領収証等) 	市民文化部 市民課 医療年金グループ (84-5005)
介護保険	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険被保険者証 	
福祉医療費助成受給資格者	<ul style="list-style-type: none"> 福祉医療費受給資格証 印鑑 相続人代表の方の通帳 	
年金受給者	<ul style="list-style-type: none"> 年金証書 印鑑 など 	
年金加入者又は加入したことがある方	<ul style="list-style-type: none"> 年金手帳 	
身体障害者手帳・療育手帳 精神障害者保健福祉手帳を お持ちの方	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 	健康福祉部 地域福祉課 障がい者支援グループ (84-3313)
印鑑登録をしていた方	<ul style="list-style-type: none"> 死亡者の印鑑登録証 	市民文化部 市民課 戸籍住民グループ (84-5004)
乗合タクシーの登録者	<ul style="list-style-type: none"> 乗合タクシー利用カード 	政策部 政策推進課 交通政策グループ (84-5066)
水道の名義変更	<ul style="list-style-type: none"> 新旧所有者の印鑑 (同じ氏なら1つでよい) 	上下水道部 上水道課 上水道管理グループ (97-0621)
水道の停止	担当までお電話ください。	市民文化部 まちづくり協働課 市民協働グループ (84-5008)
農業集落排水の加入者	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑 	上下水道部 下水道課 下水道管理グループ (97-0628) 市民文化部 まちづくり協働課 市民協働グループ (84-5008)
原動機付自転車(排気量 125cc 以下)・小型特殊自動車(農耕作業用、その他)をお持ちの方	<ul style="list-style-type: none"> ナンバープレート 印鑑 	総務財政部 税務課 市民税グループ (84-5011)
固定資産を所有している方	<ul style="list-style-type: none"> 相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書 	総務財政部 税務課 資産税グループ (84-5010)
森林を所有している方	<ul style="list-style-type: none"> 新所有者による森林の土地の所有者届 	産業環境部 農林振興課 農林政策グループ (84-5068)
農地(田・畑等)を所有している方	<ul style="list-style-type: none"> 新所有者による農地法第3条の3第1項の規定による届 	農業委員会事務局 (84-5048)

○市役所以外の手続き(電気料金等、各種公共料金については、それぞれご契約されている事業所に、預金の払い戻しについては、それぞれ預入れ先の金融機関にお問い合わせください。)